

(法安 53) (保 120)
平成 30 年 7 月 25 日

都道府県医師会
担当理事 殿

日本医師会
常任理事 城守 国斗
常任理事 松本 吉郎

平成 29 年度厚生労働行政推進調査事業費補助金(厚生労働科学特別研究事業)「注射用抗がん剤等の適正使用と残液の取扱いに関するガイドライン作成のための研究」結果及び「注射用抗がん剤等の安全な複数回使用の要点」に基づく注射用抗がん剤等を複数回使用する場合の薬剤料の取扱いについて

今般、別添のとおり、平成 29 年度厚生労働行政推進調査事業費補助金(厚生労働科学特別研究事業)「注射用抗がん剤等の適正使用と残液の取扱いに関するガイドライン作成のための研究」結果について、厚生労働省医政局総務課医療安全推進室、及び同省医薬・生活衛生局医薬安全対策課連名にて、各都道府県等衛生主管部(局)宛に事務連絡が出され、本会に対しても情報提供がありました。

本件は同研究の結果に基づき、「注射用抗がん剤等の安全な複数回使用の要点」が取りまとめられたため、下記 1 の留意事項と併せて、その周知を求めるものであります。

また、同要点が取りまとめられたことに伴い、同省保険局医療課より、注射用抗がん剤等を複数回使用する場合の薬剤料の取扱いについて事務連絡が出され、本会に対して周知方依頼がありました。当該事務連絡の内容は、下記 2 のとおりであります。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知の上、ご高配のほどよろしくお願い申し上げます。

記

1. 注射用抗がん剤等を複数回使用する場合は、次の点に留意すること。

- (1) 複数回使用については、微生物学的安全性、品質の安定性の確保に加え、医薬品の取り違えや用量の誤りといった調製上の過誤の防止等に最大限注意すること。

- (2) そのような医療安全上のリスクを考慮し、高額薬剤を複数回使用する場合には限るなど、各施設において事前に対象薬剤を十分に検討した上で実施すること。

2. 注射用抗がん剤等を複数回使用する場合の薬剤料の取扱いについて

- (1) 前述の要点に基づく注射用抗がん剤等の複数回使用は、事前の準備とそのために必要な設備や体制を有する医療機関において、同一の注射用抗がん剤等を使用する患者が多数である等の実情に応じて、複数回使用を行う注射用抗がん剤等を予め選定して行うものであり、対象薬剤の選定にあたっては、当該薬剤の費用と体制確保に係る院内の費用も勘案しながら、安全でかつ効率的な運用が可能となる場合に実施されるものであること。
- (2) 薬剤料の請求については、一つのバイアルを複数の患者に使用する場合は、「疑義解釈資料の送付について（その13）」（添付資料中の別紙2：平成29年7月28日厚生労働省保険局医療課事務連絡を参照）に記載のとおりであること。